

「ひめじアートシーズン2026」企画・実施等業務委託要求水準書

「ひめじアートシーズン2026」企画・実施等業務委託要求水準書

第1章 一般事項

1 業務名

「ひめじアートシーズン2026」企画・実施等業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 目的

「ふれる」「つくる」「つなぐ」をテーマとして令和8年9月5日から11月15日の期間で開催するひめじアートシーズン（以下「アートシーズン」という。）において、文化芸術基本法に定められた文化芸術イベントを展開し、姫路市の文化芸術の振興を図る。

4 適用範囲

この要求水準書は、「ひめじアートシーズン2026」企画・実施等業務委託に適用する。
本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

5 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び本市の契約約款によるものとする。

6 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュール、設営スケジュールなど進行管理資料及び各設備仕様、図面等を本市の指示により随時提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、(3)の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じ進捗状況を本市に適宜報告するとともに姫路市役所において打合せを行うものとする。

(6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

7 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及び本市の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を本市に提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめ本市と協議の上、作成するものとする。

提出先は、姫路市国際戦略室（姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所）とする。

8 履行確認

受託者は、業務完了後、姫路市の契約約款に定める手続を経て、本市の履行確認を受けるものとする。

本業務は、本市による履行確認をもって完了とする。ただし、成果物については、納品後にその内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

9 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに本市へ返還するものとする。

10 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、別途実施するものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、本市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。

第2章 総則

1 委託業務の概要

アートシーズンは開催期間中に大小さまざまな文化芸術イベントを実施するものであるが、そのうち本業務委託で実施する業務内容は以下のとおりとする。各業務内容の詳細については次項以降の内容を踏まえて実施すること。

- (1) アートシーズン全般の広報宣伝業務
- (2) 撮影・記録業務
- (3) 「(仮称) 多種多様なワークショップイベント」
日時：令和8年10月24日(土)
場所：姫路駅北にぎわい交流広場
- (4) 「(仮称) 子ども将棋大会(市長杯) & 将棋普及事業」
日時：令和8年10月31日(土)・11月1日(日)(2日間)
場所：姫路市市民会館 第3、4、5、6、10会議室
- (5) 「(仮称) クロージングイベント」
日時：令和8年11月15日(日)
場所：姫路駅北にぎわい交流広場

2-1 委託業務の詳細(アートシーズン全般の広報宣伝業務)

(1) パンフレットのデザイン・作成

ア 納品日は8月初旬、A3二つ折りの両面印刷とし、印刷部数は6,000部とする。

イ 紙質はコート紙の4色刷りとし、見栄えの良いデザインとすること。

ウ 公募時に参考提示するひめじアートシーズン2025のパンフレットと同様に、市主催・共催・後援事業を記載すること。また、事業ラインナップの中で、市主催事業は目立つように配置すること。

エ パンフレットに掲載する文章・写真のデータ等は契約後に国際戦略室から提供するため、これを踏まえて、契約締結後2週間以内に、最初のデザイン案を3種以上提示すること。

なお、パンフレットのデザイン、掲載する分量によっては全てを使用する必要はない。

オ 使用するデザインについては、受託者から提示された3種のデザイン案の中から1種を国際戦略室が選択し、その後の校正を進めることとする。

カ 校正回数は3回とする。

キ 納品時は100部単位で挟み込むこと。

ク 提案時に、提案者の構成・デザイン力を評価対象とする。提案の際は過去に実施した事業のチラシ・パンフレット等の広告物を提示すること。提示する広告物は、当要求水準書に定めるもので、公募時に提示したアートシーズンのパンフレットに類似したもの（A3二つ折りの両面印刷、長期間に複数の事業を実施するようなイベント）が望ましいが、無ければ他の広告物も評価対象とする。

(2) のぼり・タペストリーの掲出

ア 下記の場所、日程で掲出及び撤去を行う。

場所：JR姫路駅西側及び東側自由通路支柱

掲出：令和8年9月24日（木）

撤去：令和8年10月23日（金）

イ 掲出物の留め具が外れた際などの継続した掲出に支障が生じた場合修復し、掲出期間中の管理を行うこと。

ウ タペストリーの掲出作業時に必要となる道路使用許可申請は受託者が行い、その申請において発生する費用（申請手数料としての2,000円の兵庫県収入証紙代）は委託料に含まれるものとする。

エ 掲出物は本市が貸与する。撤去後は国際戦略室へ掲出物を返却すること。

(3) SNS等を利用した広報活動

ア X（旧Twitter）、Instagram等のSNS媒体を活用し、ショート動画等でアートシーズンの周知を図ること。なお、投稿内容について国際戦略室の承認を得てから周知すること。

イ 各媒体での告知は複数回（最低でも週1回以上）行うこと。

ウ ショート動画等を作成する際は、国際戦略室と協議のうえで作成すること。なお動画の経費削減のために、出演者として国際戦略室職員を利用することも可能。

2-2 委託業務の詳細（撮影・記録業務）

(1) 写真撮影

ア 下表の事業において会場の様子を撮影する。ステージ上のような表側だけでなく、控室等の裏側も撮影すること。表側は最低20枚以上、裏側は最低10枚以上撮影し、画角や倍率もそれぞれ変化を付けること。

イ 各イベントにおいて、受付の様子・観客の状況・案内看板等も撮影すること。

ウ 使用機材は指定しないが、写真は広報誌やSNSでも使用する。そのため前述の用途にも使用可能な画素数で撮影すること。

エ 撮影した写真は、アートシーズン終了後、令和9年1月29日までにCD-R等の記録メディアにより国際戦略室へ提出すること。メディアには「イベント名」及び「撮影対象（日付・会場）」を明記すること。画像データの拡張子は.jpeg、.jpgとする。

オ 成果物の所有権及び著作権その他一切の権利は姫路市に帰属するものとする。

(2) 動画撮影

- ア 下表のイベントを撮影する。撮影場所、時間の詳細はその都度、国際戦略室と調整すること。
- イ 撮影機器は業務用ビデオカメラを使用すること。また、ズーム機能はアクリエひめじ大ホール1階席最後列から、ステージ上の演者の表情が確認出来るものを使用すること。
- ウ 撮影した映像はアートシーズン終了後、令和9年1月29日までにCD-R等の記録メディアにより国際戦略室へ提出すること。メディアには「イベント名」及び「撮影対象（日付・会場）」を明記すること。
- エ 成果物の所有権及び著作権その他一切の権利は姫路市に帰属するものとする。

<表>

日程	イベント（予定）	会場
9月5日（土）、6日（日）	アクリエひめじ楽市楽座2026	アクリエひめじ全館
9月中（予定）	立花江津子氏ステインドグラス展示	アクリエひめじ（予定）
9月13日（日）	丘みどり氏コラボイベント（仮称）	アクリエひめじ 大ホール
9月26日（土）	はじめてのヴァイオリン体験	アクリエひめじ スタジオ1
10月24日（土）	（仮称）多種多様なワークショップイベント	姫路駅北にぎわい交流広場
10月31日（土）、 11月1日（日）	（仮称）子ども将棋大会（市長杯）& 将棋普及事業	姫路市市民会館
11月15日（日）	（仮称）クロージングイベント	姫路駅北にぎわい交流広場

2-3 委託業務の詳細（（仮称）「多種多様なワークショップイベント」実施業務）

姫路駅北にぎわい交流広場を利用し、エリア内で複数のワークショップ（参加者が主体的に話し合い、体験や作業を通じて、知識やスキルを習得・共有する「体験型の催し」をいう。以下同じ。）を実施すること。ワークショップの他にも、にぎわいを創出できるような仕掛けを施し、多くの人が様々な体験を味わえるようなイベントを実施する。

日時：令和8年10月24日（土）

場所：姫路駅北にぎわい交流広場

(1) 企画・運營業務

ア ギター、ベース、ドラムのワークショップをそれぞれ実施する。ギター3本（エレキ2本、アコースティック1本）、ベースはエレキ2本、ドラム1セット（初心者用のシンプルなもの）を受託者が手配し、それぞれの楽器の講師を手配すること。

ギターはダウンチューニングやエフェクターを使用する等の工夫を凝らし、人気アーティストのサウンドを再現する等、参加者が楽しめるような仕掛けを施すこと。

各ワークショップは無料で体験出来るようにすること。

イ 上記の楽器のワークショップに加えて、文化芸術基本法第8条～12条に定義されるジャンルの中から、屋外のイベントに適したワークショップを2種以上企画し、実施すること。また、そのワークショップに見合った講師を手配すること。

各ワークショップは無料で体験出来るようにすること。

ウ イベント全体の開催時間は最低5時間以上とし、イベントの開催時間内にア及びイのワークショップを実施すること。ワークショップの実施にあたっては、時間を重複させる等によりにぎわいが創出できるようタイムスケジュールを工夫すること。なお、開始時間については気温等も判断しながら、国際戦略室と協議の上、確定させること。

エ ワークショップの他に飲食等の物販ブースを配置することも可能とする。なお、この場合において、出展料の徴収は、各店舗の売り上げの10パーセントとし、徴収分は受託者の収入とすることができる。

オ 保健所等への届け出が必要となる場合は受託者が該当する出展者分を全てまとめて行うこと。なお、会場は火気厳禁、キッチンカー侵入不可のため、選定時には留意すること。

(2) 会場設営・ステージ管理業務

ア 実施計画書、会場のレイアウト図や人員配置表等を令和8年9月30日までに作成し、本市と協議の上、実施する。

イ にぎわい交流広場のエリア内に複数の看板を設置し、離れた場所でも実施内容が分かるようにする。

ウ 会場準備のため、10月23日ににぎわい交流広場を使用できる。

エ 混雑時には客の安全を確保すると共に、出演者の動線を確保すること。

2-4 委託業務の詳細（「子ども将棋大会（市長杯）&将棋普及事業」実施業務）

本市で新たに将棋を始める子供たちが増え、将棋文化の醸成、裾野を広げることを主目的とする。中学生以下の級位者以下で大会を実施、初心者も参加しやすい大会を実施する。

日時：令和8年10月31日（土）・11月1日（日）（2日間）

場所：姫路市市民会館 第3、4、5、6、10会議室

(1) 子ども将棋大会実施業務

ア 実施計画書及び会場レイアウト案を作成し、本市と協議の上、実施・運営すること。

イ 大会当日までのスケジュールおよび当日のタイムスケジュールを作成すること。

ウ 会場でのイベント実施にあたってのスタッフ体制を作成すること。

エ 参加者の事前募集・当日受付を行うこと。募集フォーム等を本市のホームページや広報誌等に掲載することも可能。

オ 参加者の定員については各日32名とすること。なお、参加する対象者については、本市と協議の上決定すること。参加者は市内在住か問わないものとする。

カ 審判員となる棋士については受託者が将棋連盟に依頼し、本市と協議の上、決定することとする。

キ 参加者の景品（1位5,000円、2位3,000円程度）を用意すること。

<参考>

令和7年度に実施した子ども将棋大会（市長杯）では、プロ棋士は1名。大会の運営は奨励会の会員や将棋連盟の職員が行った。持ち時間の計算は大会参加者が自ら行った。

(2) 将棋普及事業（関連イベント）実施業務

ア 子ども将棋大会と並行して、将棋普及事業（関連イベント）を実施する。子ども将棋大会と同様に、姫路市市民会館で実施する。

イ 将棋の初心者やあまり将棋に興味がない層をターゲットとした、将棋人口の裾野を広げることが主目的としたイベントを実施すること。イベント内容については提案によることとし、実施にあたっての詳細な内容については本市と協議の上、決定する。

ウ 実施計画書、タイムスケジュール等を作成し、本市と協議の上、実施・運営すること。

エ イベントの当日受付を行うこと。

オ 男性、女性を問わず将棋好きのタレントやプロ棋士等を招聘し、将棋に対する敷居が低くなるようなしかけを施すこと。招聘する棋士等については本市と協議の上、受託者が将棋連盟に依頼し、決定することとする。

<参考>

会場となる姫路市市民会館の平面図及び会場使用料については別紙「市民会館平面図及び料金表」参照

(3) 広報宣伝業務

イベント告知及び応募チラシの作成部数は下記必要最小部数以上とすること。

※必要最小部数（市内関係施設配布用）【A4版チラシ】40,000枚

2-5 委託業務の詳細（「クロージングイベント」実施業務）

姫路駅北にぎわい交流広場を使用し、アーティストバンク登録アーティストと公募したアーティストによるステージイベントを実施する。

日時：令和8年11月15日（日）

場所：姫路駅北にぎわい交流広場

(1) 企画・運營業務

ア 最低でも5時間以上実施することとする。なお、開始時間については気温や日照時間も判断しながら、国際戦略室と協議の上、確定させること。

イ 出演者は姫路市のアーティストバンク登録アーティストと本市が公募したアーティストから選出すること。各個人・団体の出演時間は30分程度とすること。出演者及びタイムテーブルは契約締結後、本市と協議の上決定すること。なお出演者は無報酬で出演させ、謝礼・交通費・宿泊料等は支払わない。

ウ 大トリについては上記イで定めた出演者以外に、特別ゲストを招聘することができる。なお、招聘したゲストの出演料や宿泊料は委託料に含む。

エ 実施計画書、タイムスケジュール等を令和8年10月23日までに作成し、本市と協

議の上、実施・運営すること。

オ 業務実施にあたり、担当者を設置するとともに、本市担当者と常に連絡を取り、業務が円滑に行えるよう努めること。

(2) 会場設営・ステージ管理業務

ア 会場のレイアウト図や人員配置表等を令和8年10月23日までに作成し、本市と協議の上、実施する。

イ にぎわい交流広場のエリア内に複数の看板を設置し、ステージから離れた場所でもタイムテーブルや実施内容が分かるようにする。

ウ 混雑時には来場者の安全を確保するとともに、出演者の動線を確保すること。

3 実施に当たっての留意事項

(1) 業務全般に関わること

ア 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。また、本市は成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、本市が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。

イ 雨天時の会場判断については本市と協議の上、イベント当日の二日前までに判断すること。

(2) 損害のために生じた経費の負担

ア 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

イ アの規定にかかわらず、同行の規定する賠償額の内、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、本市の指示又は貸与品等が不適當であること等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

ウ ア及びイの場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、本市と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(3) その他本業務に付随する業務

ア 観覧者が身体に損害を受けた場合に補償する保険に加入すること（死亡事故1,000万円、後遺障害40万円から1,000万円、入院1日3,000円、通院1日2,000円以上、手術給付金1名当たり30,000円以上）。

イ 本市を原因として第三者に損害を与えた場合、本市が法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害を補填するために、賠償責任保険に加入すること（対人・対物賠償1名・1事故1億円以上）。